

6 田監第 41 号
令和 6 年 7 月 26 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 6 年度定期監査(出先機関)の結果報告について (通知)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

定期監査（出先機関）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 大和田 博

3. 令和5年度定期監査の実施日時及び対象について

月 日	時 間	監査対象機関名	監査を行う場所	備 考
7月1日（月）	9:30 ～ 10:30	美山出張所	美山出張所	
	10:55 ～ 12:00	瀬川出張所	瀬川出張所	
	13:30 ～ 14:30	都路診療所	都路診療所	
7月2日（火）	9:30 ～ 10:30	船引小学校	船引小学校	
	10:55 ～ 12:00	船引南中学校	船引南中学校	
	13:30 ～ 14:30	滝根保育所	滝根保育所	
	14:40 ～ 15:40	滝根幼稚園	滝根幼稚園	
7月3日（水）	11:00 ～ 12:00	常葉中学校	常葉中学校	
	13:00 ～ 14:30	船引公民館	船引公民館	
	15:00 ～ 16:00	船引児童館	船引児童館	

4. 監査の範囲

令和5年度に実施した事務事業及び公共的団体等、準公金、服務（小学校・中学校を除く）に係る事務

5. 監査の着眼点

- (1) 予算の執行及び出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 現金の取扱い、施設等の維持管理が適切に行われているか。

6. 監査の方法

- (1) 定期監査資料、関係書類、諸帳簿等の提出を求め、事務補助職員による書類及び帳簿の照合確認などの事前調査を行った。
- (2) 監査当日は、実地調査により出先機関の説明を聴取するとともに監査委員から疑問点等について質問を行った。
- (3) 監査の結果、指摘事項等があれば、監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業遂行のための管理・運営については、総体的に、概ね適正に処理されていると認められた。

一部に計数の誤り等の簡易な訂正を要する事項（指導事項）が認められたので、内容を十分に精査し、必要な措置（訂正）を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導を行った。

(1) 改善を要する事項

◎ 準公金の取り扱いについて

準公金に係る金銭の収受及び支出に係る出納手続きは、市の公金の取り扱いに準じ、請求書及び領収書等の書類は「証憑書類（取引内容や取引条件を明らかにする書類）」であることを再認識していただきたい。

また、関係諸帳簿を整備する際には、通帳、金銭出納帳、収支に係る伝票及び決算報告書の計数を適正に処理をしていただきたい。請求書の請求年月日、請求金額及び内容等、領収書は、領収年月日及び領収金額等を確認、的確に処理していただきたい。

立替払いを行った場合は、必要書類を確認し、速やかに処理していただきたい。

(2) 注意を要する事項

① 「公費以外で支出するもの（準公金）」に係る現金出納簿等の関係書類について

現金出納に係る出納事務（準公金の収納及び支出事務）にあたって、一部の施設において、計数の誤り、決算書等の書類の不備等が見られたので、適正に事務処理を行っていただきたい。